

第10回総合計画審議会議事録

- 1 開催日時 平成21年10月23日(金)
午後3時00分から午後4時30分
- 2 場 所 生涯学習センター C-401大会議室
- 3 出席者(10人) 敬称略
 - (1) 審議会委員(委員の構成)

浅見 泰司	(学識経験を有する者)
木下 剛	(学識経験を有する者)
内山 久雄	(学識経験を有する者)
松浦 尚二	(教育委員会の委員)
海老原新蔵	(公共的団体等の職員)
中山 文男	(公共的団体等の職員)
山崎 秀雄	(公共的団体等の職員)
新保 國弘	(市民公益活動団体を代表する者)
島田 直幸	(公募の市民)
村瀬 義夫	(公募の市民)

欠席委員(8人)

久保悌二郎	(学識経験を有する者)
加藤 良則	(学識経験を有する者)
大塚 侃	(農業委員会の委員)
田井慶一郎	(公共的団体等の職員)
山口 文代	(市民公益活動団体を代表する者)
大澤 信弘	(公募の市民)
石井 主税	(公募の市民)
増岡 信男	(公募の市民)

(2) 出席職員等

案件関係職員

企画財政部長	染谷 郁
企画政策課長	水代 富雄

財政課長	菅原 治
行政改革推進課長	遠藤 幹夫
企画政策課長補佐	安井 彰

その他事務局職員（企画政策課）

主査	大津 真規	主査	渋谷 俊之
主査	大塚 昌浩	主任主事	大塚 健
主任主事	富樫 聡	事務員	近藤 英之

（3）傍聴（1名）

4 議 題

- （1）後期基本計画素案に係るパブリックコメント結果について
- （2）第7回～第9回総合計画審議会の意見について
- （3）その他

5 配布資料

書類1 後期基本計画（素案）に関するパブリックコメント意見に対する市の考え方（10月23日現在）

書類2 第7回～第9回総合計画審議会（意見交換会）委員意見に対する市の考え方（10月23日現在）

書類3 参考資料

- ・流山市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）
- ・後期基本計画策定に関する基本方針
- ・流山市基本構想（案）及び流山市基本計画（案）について（答申）

事前配布 流山市総合計画・後期基本計画説明書（素案）9月1日現在

6 議事内容

(浅見会長)

ただいまから、第10回総合計画審議会を開催する。本日の審議会の出席状況は審議会委員総数18名中9名の出席。流山市附属機関に関する条例第5条第2項の規定により、委員の半数以上の出席があり、成立とする。

全体の審議時間は最大で2時間を予定。まず事務局から資料確認をお願いしたい。

(安井企画政策課長補佐)

[資料確認]

(浅見会長)

審議に入る。議題1、後期基本計画素案に係るパブリックコメント結果について、事務局から説明をお願いしたい。

(水代企画政策課長)

[資料説明]

(浅見会長)

後期基本計画素案に係るパブリックコメント結果について、ご意見やご質問等があればお願いしたい。

(新保委員)

印象では、パブリックコメントで意見があっても、既に対応済みだということで、修正する部分が少ない。修正する部分の例として、生活道路で歩行者と自転車を優先する、とのことだが、もともと生活道路というのは歩行者等の優先道路だというふうに解釈しているが、問題になってくるのは、歩行者と自転車と、どちらを優先して考えるか、約束事が将来必要になってくるのではないか。同じくらい配慮するのか、どちらかを優先するときはどちらを優先するのか、教えていただきたい。それから河川のところで、サイクリング道路、道路でない道路がある、そこで結構自転車と歩行者がつばぜり合いをしているケースが多い。河川事務所の管轄かもしれないが、市として考えがあるだろうか。

(水代企画政策課長)

歩行者と自転車と、どちらが大切か、ということについて、先日も、歩行者専用であるとか、車道と分離してできたらいいなという考えと、歩道については、都市計画の決定されている道路を優先する、という話もありました。土木のほうの考えもあると思うので、改めてご返事をさせていただきたい。自転車は、車道を走るだろうと認識しているが、法的な面も踏まえ、後日返答させていただく。

(浅見会長)

サイクリング道路というのは、自転車用か。

(新保委員)

道路ではないように思う。

(浅見会長)

道路として位置づけされていないのか。

(新保委員)

それから、生活道路には、車道と歩道の分離がない。

(浅見会長)

生活道路の中でも、歩道が整備されていれば、そこは歩行者が優先されるということだと思う。

(新保委員)

車をやめて、自転車を進めようというときに、人と自転車のせめぎあいが起こってくるのではないか。サイクリング道路は、ブラックボックスになっている。国交省のほうも困っている。市として、いいアイデアがあったら、ぜひ出していったらいいのではないかと思う。

(水代企画政策課長)

流山に、サイクリング道路というのは、江戸川沿いなど。確かにあそこは、散歩する人も、自転車も通っている。専用道ではない。

(木下委員)

20ページの3808、みどりの課が担当している部分、生態系に配慮した公園・緑地・水辺空間の整備のところだが、新たに緑を整備したり、つくったりということもさることながら、既にある既存の緑を、民有地も含めて保全をすることが重要で、そういった施策が見受けられないというご意見かと思う。それに対して市の考え方というのは、当面は整備のほうに、あるいは回復、失った緑の回復に重点を置くということで、修正無しということであるが、確か、前々回の時だったか、新保委員から民有地の緑を扱う部分が無いというご意見があったかと思う。それとも関わるが、その既存の緑の保全に関する施策については、配慮しなくてよろしいのか。少々心配である。というのは、流山の魅力の大きな部分は、TX沿線の新たにつくる環境の中の公園緑地ということもさることながら、やはり既存の緑、自然環境に負うところが大きくて、それはもちろんいろいろな制度があるので、それらを使って最大限の保全の努力はされていくとは思いますが、施策として特別なことは考慮されていないととれるので、この点について改めて確認したい。

（水代企画政策課長）

施策の担当が出席していないので、詳しくはお話できないが、事業を進める中で、市街化区域における山林、それから公園、そういったものには私有地の借地がある。それを全部買い取ることになると、流山市の年間の予算の総額をもってしても買えないような状況。そういった中で、どうするかといったときに、相続等が発生したときに、購入をしていく等が考えられる。そのために、緑の基金を積み立てている。この市の考え方のところには、今ある区画整理事業が頭にあったかもしれないが、現実の事業として、そういうものもある。

（浅見会長）

表現として変えたほうがいいのか、実際の政策として保全の措置をやるべきだということなのか。

（木下委員）

もちろん、施策がしっかりあったほうがいいと思うが、文言としても、地域環境を生かした、生態系に配慮した公園、緑地というところで、保全系の話がまったく出てこないのが、現実として取り組まれているということであれば、どうかなという感じがした。

（浅見会長）

既にやっているということであれば、やめることなく継続するというので

あれば、書くことに問題は無いと思う。

(水代企画政策課長)

担当と相談した上で、検討したい。

(新保委員)

木下先生のおっしゃったことの続きになるが、一つ確認したい。平成17年の県で調べた山林面積は349ヘクタール。市ができたときは、604ヘクタールだった。大正5年くらいには、1277ヘクタールあった。平成23年にはどのくらいになるかというのが、もし算出できるのであれば、教えていただきたい。それから、平成32年の森林面積がどのくらいにできるのか。なぜそんなことを言っているかということ、人口と比べていくと、平成17年現在で人口一人当たりの森林面積が流山市は23平米だった。一人当たり何本の木を持っているかを計算すると4.6本。前回の会議で、都市整備部長の話で、約600ヘクタールのうち民有林が115ヘクタールあったという。宅地のうち20%に木を植えてくれれば元に戻るとおっしゃっていたが、この辺の分譲は、40から50坪。それで高木を何本植えられるか。非常に難しいのではないか。おそらく、23年、32年では、森林面積はどのくらい減っていくのか、数値として把握しておかないといけないのではないか。その失った緑を、グリーンチェーン戦略、ガーデニングや緑のカーテンで、やっていくというのは、森の中の生き物のことを考えると、それとは違う。グリーンチェーンとか緑のカーテンというのは、ヒートアイランドの対策であって、生物多様性とは違うのではないか。物差しが違うものを、ここで並列に、失われた緑をグリーンチェーンやガーデニングや緑のカーテンでやるのは、ちょっと筋が違うという気がする。23年と32年はブラックボックスになっているが、数字を出してきた。高木の本数は、100平米で20本としている。市野谷の森あたりでそのくらい。クヌギ、コナラで20本。

(海老原委員)

相続が実際に発生して、区画整理は南流山にはじまって行われているが、それ以外に民地の相続によって、相続税が払えないために売却せざるを得ない。大きな開発業者が入ってくる。もちろんそれに見合うお金を市が払えば市に売るのだろうが、現実には市に買える財源が無い。残そうとすれば考えなければいけない。そういう意味では、方向性の中には入れておいてほしい。

(島田委員)

緑の話で、続きで、生物多様性の市の戦略をこれからおやりになるということを知っているが、そのことはこの計画に触れているのか。

(水代企画政策課長)

53ページの2-1の基本方針、それから個別施策の中にも生物多様性地域戦略の策定を位置づけている。基本方針の1行目、「地球温暖化対策実行計画を定期的に見直し、それに基づく取り組みを推進します。また、生物多様性地域戦略に基づく取り組みに着手します」、個別施策のところでも、「地球温暖化対策実行計画、生物多様性戦略を策定し」という形で整理しています。

(木下委員)

意見で、盛り込んでほしいということではないが、この審議会がスタートする時点で、私が申し上げたが、生態系と共存した、というような話が出ているし、今ご説明いただいた生物多様性の話も出ているが、こういう施策を考えていくにあたって、やっぱり、第一歩としては、生物を含めた自然環境の実態調査が本来行われて、それに基づいて公園緑地の計画も生物多様性の戦略にしても、立てられるべきと思っている。なので、自然環境の実態調査をやったらいかがでしょうか。以前、流山市の緑の基本計画をお手伝いさせていただいたときに、自然環境の実態調査がなかったため、計画を立てるのが難しいと思った、特に、生態系を重視するとなっているので、本来であればそういった調査に基づいて。調査よりも、具体的な事業のほうが効果的だというご意見もあろうかと思うが、希望ということで、申し上げさせていただいた。

(浅見会長)

鎌倉市だったか、かなり詳細な調査をして、緑の中でも上質なものは残そうと、というようなことをやっていたように思う。何か、調査は、ありえそうだが。それなりに費用はかかるが。

(島田委員)

生物多様性の計画を立てるときに、最初に基本調査をおやりになるような計画になっていたと思う。

(水代企画政策課長)

担当がないので、詳細には答えることができないが、それなりの調査を行った上で、計画を立てると思う。

(新保委員)

私も担当しているので、わかる範囲でお答えする。緑のマスタープランと同じで、データはない。無しでつくっている。そのため、我々市民サイドで調査をしたデータがある。全市的なデータは無い。我々がやれる範囲でしか調査を行っていない。それで作ってしまおうということになった。

(浅見会長)

それでは、パブリックコメントの意見については、答申のあと、最終的に市の考えをまとめ、市民の皆さんに公表するというので、事務局には作業を進めていただきたい。それでは、続いて、議題の2、第7回～第9回総合計画審議会の意見について、事務局に説明をお願いします。

(水代企画政策課長)

[資料説明]

(浅見会長)

第7回～第9回総合計画審議会の意見についてご質問、ご意見があれば伺いたい。

(村瀬委員)

20ページの行政改革推進課の修正案で、「権限委譲事務の選定については、・・・受け入れます」となっているが、ちょっとおかしいと思う。「積極的に選定し、受け入れます」となるのではないかと思う。

(遠藤行政改革推進課長)

検討させていただきたい。

(新保委員)

17ページの104で、地域の特性を活かしながら、とあるが、地域の特性をどういうふうに捉えているか教えていただきたい。それから、観光による市民交流の場を創造し、ということだが、たとえば、どんな交流の場を考えているか。102については、利根運河というと、商工課だから水辺公園とか小さい、お借りしているところの話しかなくて、利根運河全体の話が抜けている。それでいいと考えるか、水辺公園だけじゃなくて広げたところで考えなくてはいけない観光資源と考えるが、どうか。

(水代企画政策課長)

商工課の担当であるが、地域の特性、流山市にとって一番いいものとなるように検討していくこと、市民交流の場については市民参加で検討していくことになると思う。利根運河に関しては、様々な取組が行われており、河川、水の流れなど含めて検討されていくと思う。

(内山委員)

総合計画審議会で扱うことがわからないが、流山市の江戸川台など、柏市が入り組んでいる。小学生はどうしているのだろうか、上下水道どうなっているのだろうか、運河の向こう側に流山市の地域があってそこに住んでいる流山市の小学生は、運河を渡って通っているのか、そういう行政の勝手な線引きによって不便、無駄遣いがあるのではないかと再三気になっている。この際だから、市境をきれいにするというのを検討してはいかがか。地方自治法による審議会であるので、そういうことを考えてはいかがかと思う。

(染谷企画財政部長)

今回の総合計画では、ここを変えますというような市域の変更はない。今から10年くらい前、流山と柏の一部を交換する検討を行ったことがある。しかし、運河の北側の地域についてもそれなりの歴史的経緯がある。利根運河が出来る前は陸続きで、たまたまあそこに利根運河ができた。そこに住んでいる住民の皆様の意思を尊重した上で市境の変更は扱わなければならないと考えている。むしろ、自治体相互の連携をとることによって、そこに住んでいる方の不便をきたさないように、連携を高める施策を考えるべきだと思っている。

(水代企画政策課長)

利根運河の北側の地域については、野田市からの給水を受けている。柏市の流山市に入り組んでいる地域には、流山市から給水している。学校区については、お互いに通えるようにしており、実際に100数十名が行き来している。

(浅見会長)

実態としては、連携しているということ。

(内山委員)

実態は、利根運河が出来たときから生きている人は、もういない。

(浅見会長)

デリケートな問題、連携をとっていく必要があると思う。

他にご意見などなさそうであるので、次に議題3、その他について、事務局から何かあるか。

(水代企画政策課長)

お手元に、市長から諮問させていただいた文書を配布させていただいた。今回の審議会は11月6日、金曜日を予定。当日は、市長に対して審議会から答申をしていただく予定。

答申については、本日を含め、10回の審議会を開催してきた。その審議内容を踏まえ、答申をしていただくことになる。その提案の方法、つくりこみの方法等についてご検討いただきたいと思う。ちなみに、市長からの諮問、それから策定にあたり、参考として10年前の答申の方法を配布させていただいた。どのように答申するか、ご議論をいただきたいと思う。スケジュールがタイトな中でのお願い。

(浅見会長)

事務局から説明があった。答申の内容について、審議会としての考えを取りまとめていきたいと思う。答申をつくるにあたり、ご意見やご質問、ご提案等あるか。

(内山委員)

一つは、流山市に限らず、世の中のシビルミニマムの水準が上がっているので、こういう計画を立てるんだということ。それ以外に、流山市の特徴、ユニークなこと、たとえば森のまちだとか、健康だとか、そっちと分けて答申できるといいと思う。全体をレベルアップさせることと、流山市だから特にこれが重要だ、ということに分けて答申してはどうか。

(浅見会長)

全体を見渡すようなことと、特に流山市として強調すべきことと、分けて答申してはいかがかという提案。前回の答申の例も配布されている。

(新保委員)

最後にとりまとめを作るわけだが、そのときにいろいろな意見があったことを、どこかに書いておいたほうがいいと思う。役所とは相容れない意見も結構出ているが、5年、10年、20年経ったときに、歴史として残しておかない

といけないと思う。どっちが正しかったかということもある。最高裁の判例でも少数意見でもジュリストなどに出ている。きちんと残っている。少数意見でこういうものがあったということを残し、それをまた専門の法曹関係者が解説をして、こういう意味だったのではないかと、そのように歴史が積み重なってきている。それをぜひしていただきたいと思う。それから、前は渡辺先生であったが、いろいろな議論があったことを残していただきたいと思う。

(浅見会長)

他になにかあるか。

答申の取りまとめについて、また皆様にお集まりいただくのは難しいと思う。個々の意見についてはこれまでにいただいているので、取りまとめについては、私のほうにご一任いただくということによろしいか。

(委員)

〔異議なし〕

(浅見会長)

それでは、取りまとめについては、私と事務局で検討をさせていただき、1月6日の審議会の前に事前に皆様にお示しさせていただくということにしたい。もしその際に、皆様から修正等のご要望があれば、事務局に連絡して修正するという事は、事務局は可能か。

(水代企画政策課長)

可能である。

(浅見会長)

日程などはどのようになるか。

(水代企画政策課長)

最終的にこの厚い資料は、写真、グラフ等を入れ込んだものが30日に出来上がってくる。30日には皆様にお配りしたいと考えている。お手元に届きました原案をもう一度ご一読いただきたい。本日もご意見を頂戴している、そういったものを踏まえまして、ご意見をお寄せいただきたい。そしていただいたご意見を踏まえ、会長にお届けし、案に反映していきたい。非常にタイトなスケジュールであるが、各委員の皆様のお手元にお送りさせていただき、大変恐縮だが、11月2日中にご意見等、メール、郵送などでお届けをいただきたい。

まとめり次第、会長にお届けし、それを踏まえて会長に答申案をつくっていただいたものを、また皆様にお送りし、11月6日の審議会に間に合わせたいと思う。11月6日答申ということであるが、前半でご協議をいただいて、まとまったあと、市長に答申をしていただくことになる。

(浅見会長)

郵送で意見という話もあったが、なるべくメールがいいと思う。作業がしやすいため、可能であればそうしていただきたい。

それでは、皆様からご意見がある場合は、11月2日までに提出していただきたいと思う。その上で、私のほうでとりまとめをさせていただき、11月6日の第11回総合計画審議会の前に答申案を皆様にお示しさせていただく。その上で、11月6日に市長に答申をさせていただくということによろしいか。

(水代企画政策課長)

会長のご都合によるが、30日に会長の答申案がまとめり次第、一緒にお送りしたい。

(浅見会長)

努力させていただく。

他に何かあるか。それでは、本日の審議会は以上とする。次回の審議会は、11月6日金曜日、午後2時から開催とする。次回もよろしく願います。